

2024年9月20日

お客さま各位

東京厚生信用組合

営業時間中における職員のマスク着用の見直しについて

平素より東京厚生信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症へ移行した令和5年5月以降も、原則、職員はマスクを着用して勤務を継続してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の「マスクの着用について」に基づき、令和6年10月1日より、マスクの着用は職員個人の判断とさせていただきます。

なお、福祉施設や医療関連先への訪問時等については、お客さまの状況に則した対応を継続いたします。

今後も、お客さまの安全を第一に考え、状況に応じた対応を行ってまいります。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上